

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係

監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって、以下のような技術者の配置は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは言えないため認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用)

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事(以下「公共工事」という。)において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込があった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。
(『監理技術者制度運用マニュアル』二一四(3))



直接的な雇用関係については、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日もしくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

■雇用関係を確認するための書類

確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書			建設業者		事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される